

高知県がん対策推進計画現行計画・新計画案・国新計画の対照表

現 県計画 (H30-R5)	次期 県計画案 (R6-11)	国 新計画 (R5-10) 施策と個別目標
はじめに	はじめに	はじめに
第1章 計画策定の趣旨等	第1章 計画策定の趣旨等	第1 全体目標と分野別目標
1 計画の目的	1 計画の目的	1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
2 計画の位置づけ	2 計画の位置づけ	2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供
3 計画の期間と進捗管理	3 計画の期間と進捗管理	3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
4 第2期計画の評価	4 第3期計画の評価	
第2章 高知県のがんをめぐる現状	第2章 高知県のがんをめぐる現状	第2 分野別施策と個別目標
1 がん患者の受療動向	1 がん患者の受療動向	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
2 がん死亡者数と死亡率の傾向	2 がん死亡者数と死亡率の傾向	(1) がんの1次予防
		①生活習慣について
		②感染症対策について
		(2) がんの2次予防(がん検診)
		①受診率向上対策について
		②がん検診の精度管理等について
		③科学的根拠に基づくがん検診の実施について
第3章 基本方針と全体目標	第3章 基本方針	2 患者本位で持続可能ながん医療の提供
1 基本方針	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	(1) がん医療提供体制等
2 施策の体系化	2 患者本位で持続可能ながん医療の提供	① 医療提供体制の均てん化・集約化について
3 全体目標	3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	② がんゲノム医療について
		③ 手術療法・放射線療法・薬物療法について
		④ チーム医療の推進について
		⑤ がんのリハビリテーションについて
		⑥ 支持療法の推進について
		⑦ がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
		⑧ 妊孕性温存療法について
第4章 施策の推進	第4章 分野別施策と個別目標	(2) 希少がん及び難治性がん対策
1 がん予防及び早期発見の推進	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	(3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
ア 喫煙対策	(1) がんの1次予防	(4) 高齢者のがん対策
イ 生活習慣改善	ア 生活習慣について	(5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装
ウ 感染に起因するがん対策	イ 感染症対策について	3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
エ がん検診	ウ がんの教育・普及啓発	(1) 相談支援及び情報提供
オ がん予防等に関する教育・普及啓発	(2) がんの2次予防(がん検診)	① 相談支援について
	ア 受診率向上対策について	② 情報提供について
	イ がん検診の精度管理等について	(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
	ウ 科学的根拠に基づくがん検診の実施について	(3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)
2 がん医療水準の向上	2 患者本位で持続可能ながん医療の提供	① 就労支援について
ア 拠点病院等の機能充実	(1) がん医療提供体制等	② アピアランスケアについて
イ がん診療に携わる人材の育成	ア 医療提供体制の均てん化・集約化について	③ がん診断後の自殺対策について
ウ 医療提供体制の整備	イ がんゲノム医療について	④ その他の社会的な問題について
エ セカンドオピニオン体制の整備	ウ 手術療法・放射線療法・薬物療法について	(4) ライフステージに応じた療養環境への支援
オ 小児・AYA世代のがん対策	エ チーム医療の推進について	① 小児・AYA世代について
カ 高齢者のがん対策	オ がんのリハビリテーションについて	② 高齢者について
3 がん患者等への支援	カ 支持療法の推進について	4 これらを支える基盤の整備
ア がん相談体制の整備・充実	キ がんと診断された時からの緩和ケアの推進について	(1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
イ 相談窓口に関わる人材の育成	ク 妊よう性温存治療について	(2) 人材育成の強化
ウ がんに関する情報提供の充実	(2) 希少がん及び難治性がん対策	(3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
エ 就労を含めた社会的な問題対策	(3) 小児がん及びAYA世代のがん対策	(4) がん登録の利活用の推進
4 緩和ケアの推進	(4) 高齢者のがん対策	(5) 患者・市民参画の推進
ア 医療従事者の育成	(5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装	(6) デジタル化の推進
イ 緩和ケア実施体制の充実	3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
5 地域の医療・介護サービス提供体制の構築	(1) 相談支援及び情報提供	1 関係者等の連携協力の更なる強化
ア 医療・介護サービス従事者の育成	ア 相談支援について	(1) 県民・患者団体等
イ 在宅医療・介護サービス提供体制の構築	イ 情報提供について	(2) 医療機関等
6 がん登録の推進	(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援【統合】	(3) 関係団体
ア がん登録情報の活用と個人情報保護	(3) がん患者等の社会的な問題への対策(サバイバーシップ支援)	(4) 行政
イ 院内がん登録の推進	ア 就労支援について	2 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策【統合】
第5章 計画推進のための役割	イ アピアランスケアについて	3 都道府県による計画の策定
(1) 県民・患者団体等	ウ がん診断後の自殺対策について	4 国民の努力
(2) 医療機関等	エ その他の社会的な問題について	5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
(3) 関係団体	(4) ライフステージに応じた療養環境への支援	6 目標の達成状況の把握
(4) 行政	① 小児・AYA世代について	7 基本計画の見直し
	② 高齢者について	
	【統合】	
	4 これらを支える基盤の整備	
	(1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進	
	(2) 人材育成の強化	
	(3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発【統合】	
	(4) がん登録の利活用の推進	
	(5) 患者・市民参画の推進【統合】	
	(6) デジタル化の推進	
	第5章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
	1 関係者等の連携協力の更なる強化	
	(1) 県民・患者団体等	
	(2) 医療機関等	
	(3) 関係団体	
	(4) 行政	
	2 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策【統合】	
	3 都道府県による計画の策定	
	4 国民の努力	
	5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化	
	6 目標の達成状況の把握	
	7 基本計画の見直し	

国策のため、県計画からは割愛。

国策のため、県計画からは割愛。